

生駒市条例第3号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例
第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改
め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「1
00分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第15条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め
る。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成1
9年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「1
00分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項により読み替えて適用する場合を含む。）及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条第4項から第6項まで若しくは第18条第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月条例第2号）第4条第1項、公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第3号）第4条又は生駒市職員の育児休業に関する条例（平成4年3月条例第1号）第7条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。